

知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業

令和2年度概算要求額 **1.6億円（4.4億円）**

事業の内容

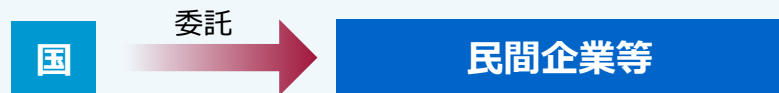
事業目的・概要

- 我が国産業の海外市場への挑戦のため、得られるべき成果が模倣品などにより損なわれることがないよう、知的財産権侵害の侵害発生国・地域（中国及び第三国）との政府間連携・協力関係の構築と、これを前提とした改善の働きかけが不可欠です。
- 本事業では、侵害発生国・地域の政府との連携・協力関係の構築、「日中知的財産権ワーキンググループ」などの政府間対話を効果的に行うため、事実関係や政策的対応に関する調査を実施します。また、相手国・地域の取締り機関向けにセミナー等を実施して意見交換等を行います。
- さらに、侵害行為・事例の巧妙化・小口化、インターネット上の対策等の各国政府と共通する課題に解決に向けて、国際会議等での議論を主導するための情報収集等を行います。

成果目標

- 平成22年度から平成35年度までの事業であり、侵害発生国・地域における執行機関職員等の能力構築支援事業（セミナー）への参加者数を毎年600名以上を目指し、参加者の知財保護への意識・理解の向上を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



被害・執行状況の情報
収集・分析

- 政府間連携・協力関係の構築
- 政府間対話の枠組み等を活用した改善要請・働きかけ 等

事業の出口

政府間の対話による意見交換・改善要請

- 日中知的財産権ワーキンググループ
- 官民合同代表団の派遣 等

侵害発生国政府との協力事業

- 執行能力向上・運用改善に向けたセミナー
- 侵害発生国との共催によるシンポジウム 等

模倣品対策に資するルール形成に向けた検討

- インターネット取引の進展に伴う小口輸送、模倣品被害の巧妙化等の政策課題と解決策の検討
- 国際会議等での問題提起、ルール整備の提唱 等

知的財産権保護のための基盤構築

- インターネット上を含む知的財産権侵害の情報収集・集約
- 侵害発生国・地域の政府との連携・協力関係の構築を通じた権利行使等の基盤環境整備 等